

人事行政の運営の状況の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数（令和5年4月1日現在）

区 分	市 長 事務部局	教育委員会 事務部局	消防局	病院局	その他	合 計
職員数	4,706 人	5,310 人	915 人	1,162 人	89 人	12,182 人

(注) 1 その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

(2) 職員の採用及び退職の状況（令和4年4月2日～令和5年4月1日）

区 分	採 用	退 職		
		定年退職	その他	合計
人 数	716 人 (107 人)	220 人 (0 人)	364 人 (99 人)	584 人 (99 人)

(注) 1 () 内は、再任用職員の数（内数）です。ただし、再任用短時間勤務職員は除きます。

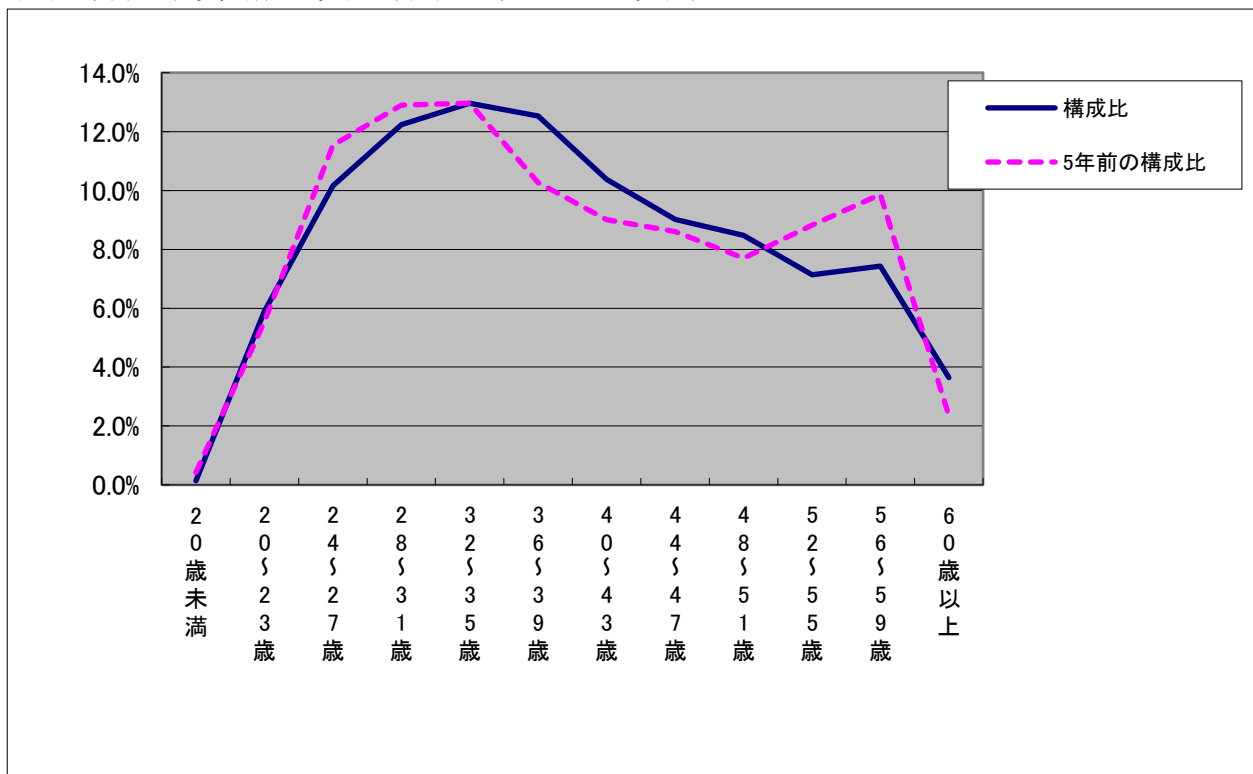
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	29	29	0	・自治体情報システムの標準化への対応 ・児童相談所の体制強化、子ども家庭総合支援拠点の体制整備
		総 務	843	855	12	
		税 務	313	312	▲1	
		労 働	7	8	1	
		農林水産	65	66	1	
		商 工	58	60	2	
		土 木	647	650	3	
		民 生	1,722	1,764	42	
	衛 生	637	641	4		
		計	4,321	4,385	64	〈参考〉人口1万人当たり職員数44.9人
	教育部門	5,301	5,310	9	・臨時的任用職員の増	
	消防部門	915	915	0		
	小 計	10,537	10,610	73	〈参考〉人口1万人当たり職員数108.6人	
公営企業等 会計部門	病 院	1,103	1,162	59	・医療職の増	
	水 道	22	22	0		
	下 水 道	148	148	0		
	そ の 他	240	240	0		
	小 計	1,513	1,572	59		
	合 計	12,050 [12, 132]	12,182 [12, 132]	132 [0]	〈参考〉人口1万人当たり職員数124.7人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。(定数から除外する職員も含まれます。)

2 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	17	719	1,238	1,490	1,579	1,526	1,264	1,098	1,032	870	905	444	12,182

(5) 定員管理の数値目標

平成31年4月1日～令和5年4月1日における定員管理の数値目標

平成31年4月1日 計画対象内職員数	令和5年4月1日 計画対象内職員数	増員数
4,426 人	4,666 人	240 人

※当該期間の目標において対象とする職員は、法令等により配置基準が定められているものを除く全職員です。

(計画対象外とする職員：保育所・認定こども園、消防、病院、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)

(6) 職員の昇任及び降任の状況（令和4年度）

昇任及び降任の状況

区 分	昇 任					降 任
	係長級	課長補佐級	課長級	次部長級	局長級	
行政職	125人	77人	49人	20人	6人	13人

区 分	昇 任			降 任
	主幹教諭級	教頭級	校長級	
教育職	1人	37人	34人	0人

区 分	昇 任			降 任
	科部長等	診療局長等	院長・部長等	
医療職（医師等）	3人	2人	1人	0人

区 分	昇 任				降 任
	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	
医療職（獣医師等）	5人	2人	1人	0人	0人

区 分	昇 任			降 任
	看護師長	副看護部長	看護部長	
医療職（看護師等）	2人	3人	0人	0人

(注) 「降任」は、地方公務員法第28条に基づく分限処分による降任のほか、本人希望によって降任した職員数です。

(7) 再任用短時間勤務職員の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	市 長 事務部局	教育委員会 事務部局	消防局	病院局	その他	合 計
職員数	51人	48人	47人	7人	0人	153人

(注) 1 再任用とは、定年退職者等で引き続き公務内で働く意欲と能力を有する職員を、任期を定めて再度任用する制度です。勤務形態は、フルタイム勤務と短時間勤務があり、再任用フルタイム勤務職員は、1（1）職員数に含まれます。

2 その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

(8) 会計年度任用職員の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	市 長 事務部局	教育委員会 事 務 部 局	消防局	病院局	その他	合 計
職員数	171 人	0 人	0 人	31 人	0 人	202 人

(注) 1 会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により任用されているフルタイム勤務の職員（常勤職員の一週間当たりの勤務時間と同一の時間であるものをいい、短時間勤務の職員は含まれていません。）となります。

2 その他は、議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の事務局及び水道局の職員です。

2 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法の一部改正（平成28年4月1日施行）により導入された人事評価に相当するものとして人事考課制度を実施しています。

(1) 制度の概要

被考課者に対し、直属の上司が成績考課、能力考課、行動考課の3つの視点から1次評価として絶対評価を行い、更にその上司が2次評価として相対評価を行います。

上位職ほど成績考課の割合が大きくなる仕組みとしており、特に管理職（課長補佐級以上）を対象に、目標の達成度が成績考課に直結する目標申告制度を設けています。

また、人材育成につながる人事考課とするため、自己評価や面接（年3回）を実施しています。

(2) 結果の活用状況

① 昇給

管理職（課長補佐級以上）より段階的に人事考課の結果を反映しています。管理職については平成20年度から、また、非管理職のうち係長級については平成23年度から、それ以外の職員については一部職員を除き平成24年度から、前年度の考課結果を反映しています（昇給日は4月1日）。人事考課による5段階の勤務成績（A～E）に基づいて、昇給区分（8～0号給）を決定します。

② 勤勉手当

管理職（課長補佐級以上）より段階的に人事考課の結果を反映しています。管理職については平成20年度から、非管理職については一部職員を除き平成29年度から、再任用職員については管理職・非管理職ともに平成30年度から、前年度の考課結果を6月及び12月の勤勉手当に反映しています。前年度の勤務実績を、管理職は4つの成績区分（S、A、B、C）、非管理職は3つの成績区分（A、B、C）に分けて成績率を決定します。

③ その他

職員の人材育成や人事異動、昇任等に活用しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	977,016	527,564,488	5,564,384	98,882,610	18.74	19.40

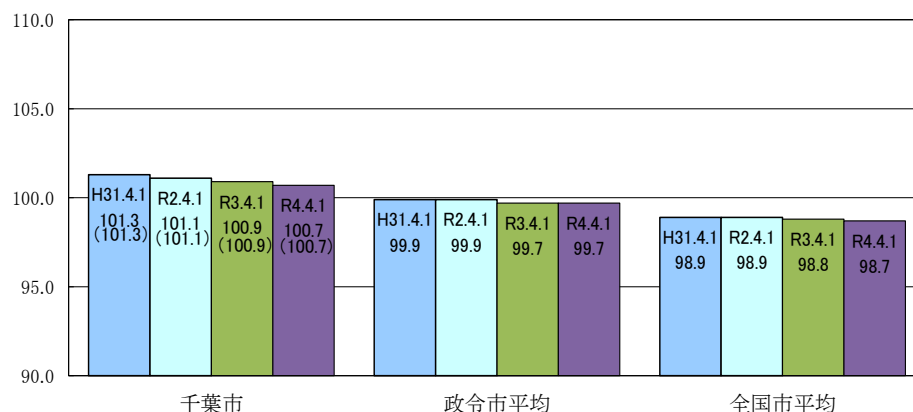
(注) 人件費とは、職員に支給された給与、退職手当及び共済組合事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給された給与などの総額をいいます。なお、実質収支の額は、その団体の純剰余または純損失の額を示します。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				計 B	一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令市 平均一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	10,537	39,341,991	13,803,394	17,517,416	70,662,801	6,706	6,639	

- (注) 1 職員数は、令和4年4月1日現在の一般行政職員、技能労務職員などの総数(病院、下水道などの職員、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を除く)です。
- 2 給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料及び職員手当(退職手当を除く)をいいます。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数となります。
- 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

令和4年4月1日のラスパイレス指数が100を超えているのは、千葉市が独自給料表を採用していること、年齢構成の違い等によるものと考えています。引き続き、市の人事委員会勧告に基づく適正な給与水準の確保に努めていきます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
令和5年度	円 405,243	円 401,524	3,719円 0.93%	1.00%	1.00%

(参考) 国の改定率
1.10%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
令和5年度	4.48月	4.40月	0.08月	0.10月	4.50月

(参考) 国の年間支給月数
4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表については、千葉市人事委員会勧告に基づき、平均2.4%引き下げました。1級及び2級の初任給に係る号給については、人材確保への影響等を考慮して改定しませんでした。また、50歳台後半層が多く在職する3級以上の高位号給については、最大で4%程度引き下げました。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

教育職給料表については、千葉県人事委員会勧告の内容を考慮して見直しを実施しました。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。なお、医療職給料表(1)については、医師の処遇の確保の観点から改定しませんでした。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準15%に対し、千葉市においても15%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は11%、給与改定後は平成27年4月に遡及し13%、平成28年4月1日から15%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合(H28.4.1)	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%
千葉市の支給割合	10%	11%	13%	15%	15%	15%	15%	15%	15%	15%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日及び平成28年4月1日実施)

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	41.2 歳	316,200 円	472,632 円	395,445 円
千葉県	40.3 歳	303,451 円	406,013 円	356,003 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
政令市平均	41.8 歳	318,310 円	431,588 円	378,248 円

※ 千葉市の平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

※ 千葉県及び政令市平均については、令和4年度の状況です。

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
千葉市	46.0 歳	488 人	295,700 円	389,188 円	354,654 円	—	—	—	—
うち清掃	53.7 歳	40 人	347,900 円	453,378 円	412,495 円	廃棄物処理業従事員	47.0 歳	306,000 円	1.48
うち用務	45.9 歳	242 人	297,100 円	400,580 円	356,678 円	用務員	49.1 歳	236,600 円	1.69
うち調理	46.1 歳	101 人	294,500 円	365,549 円	351,593 円	調理士	44.7 歳	259,700 円	1.41
うち運転	54.8 歳	7 人	338,200 円	488,772 円	400,343 円	自家用乗用自動車運転者	59.7 歳	220,600 円	2.22
千葉県	53.4 歳	322 人	301,594 円	360,660 円	338,057 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
政令市平均	51.3 歳	943 人	312,022 円	391,620 円	364,510 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
千葉市	—	—	—
うち清掃	7,205,136 円	4,266,500 円	1.69
うち用務	6,341,360 円	3,187,900 円	1.99
うち調理	5,848,888 円	3,497,500 円	1.67
うち運転	7,606,664 円	2,791,700 円	2.72

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)。調理士、運転手は千葉県の平均値、他の職種は全国の平均値です。

※ 技能労務職の職種と民間の類似職種については、千葉市が正規職員のみを対象としているのに対し、民間データは短期雇用のアルバイト等の非正規職員や派遣職員等も含んでおり、経験年数、平均年齢、業務内容、雇用形態等が一致していないため、単純に比較することはできません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※ 千葉市の平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

※ 千葉県及び政令市平均については、令和4年度の状況です。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	39.3 歳	347,000 円	435,202 円	417,836 円
千葉県	43.1 歳	345,860 円	418,394 円	— 円
政令市平均	43.8 歳	359,660 円	436,567 円	— 円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

※ 千葉県及び政令市平均については、令和4年度の状況です。

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	39.8 歳	346,900 円	432,391 円	418,496 円
千葉県	40.1 歳	344,373 円	411,347 円	— 円
政令市平均	40.6 歳	342,210 円	411,286 円	— 円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

※ 千葉県及び政令市平均については、令和4年度の状況です。

⑤薬剤師、医療技師など

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	42.2 歳	307,600 円	415,936 円	370,040 円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

⑥看護師・保健師

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	41.7 歳	303,800 円	426,358 円	362,444 円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

⑦消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
千葉市	37.2 歳	287,100 円	444,524 円	358,969 円

※ 千葉市については、令和5年人事委員会勧告前の状況です。

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(7) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		千 葉 市	国
一般行政職	大 学 卒	183,500 円	185,200 円
	高 校 卒	151,800 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	149,000 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	214,300 円	— 円
薬剤師、 医療技師など	大 学 卒	190,800 円	— 円
看護師、保健師	大 学 卒	220,500 円	— 円
消防職	大 学 卒	189,000 円	— 円
	高 校 卒	155,400 円	— 円

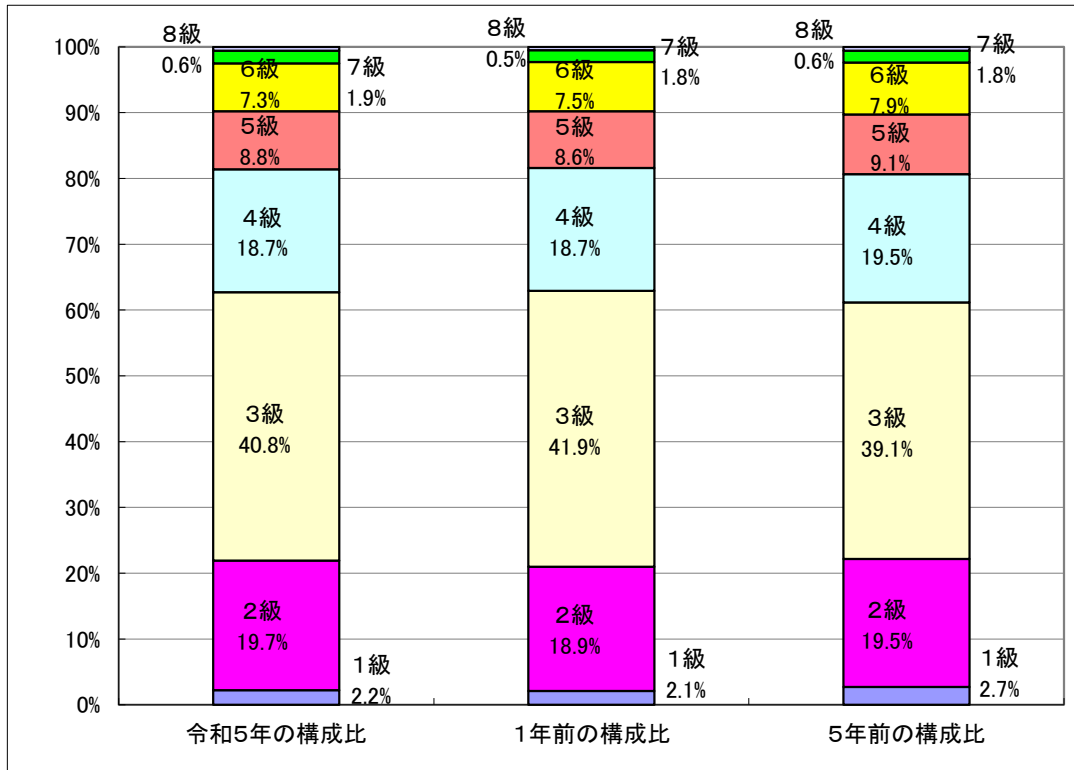
(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,989 円	359,353 円	388,645 円	423,969 円
	高校卒	213,283 円	311,129 円	361,467 円	389,550 円
技能労務職	高校卒	194,467 円	296,967 円	318,414 円	353,400 円
教育職	大学卒	318,613 円	399,207 円	415,639 円	427,371 円
薬剤師、 医療技師など	大学卒	258,790 円	358,650 円	404,300 円	426,538 円
看護師、保健師	大学卒	268,650 円	331,775 円	379,960 円	393,200 円
消防職	大学卒	258,492 円	371,900 円	406,940 円	417,300 円
	高校卒	219,807 円	348,500 円	384,700 円	400,286 円

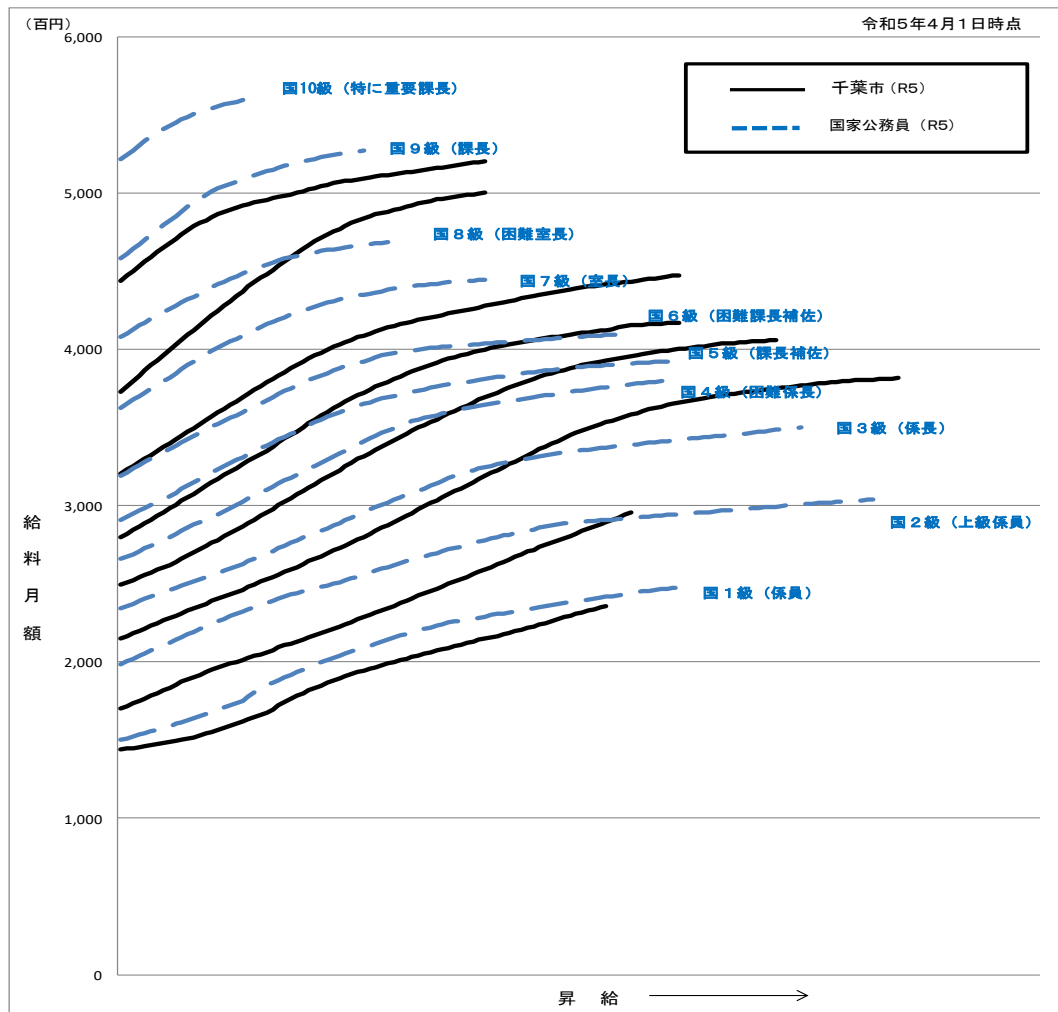
(9) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	76 人	2.2 %	144,000 円	236,100 円
2 級	主事、技師	675 人	19.7 %	170,000 円	295,500 円
3 級	主任主事、主任技師	1,403 人	40.8 %	215,200 円	381,700 円
4 級	主査	641 人	18.7 %	248,600 円	406,000 円
5 級	課長補佐、所長	303 人	8.8 %	280,200 円	417,300 円
6 級	課長、室長、総括主幹	251 人	7.3 %	320,400 円	447,500 円
7 級	部長、区長、次長、参事、技監	64 人	1.9 %	373,200 円	500,300 円
8 級	局長、会計管理者	19 人	0.6 %	444,300 円	520,500 円

(注) 1 千葉市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(10) 国との給料表カーブ比較表(令和5年4月1日現在)



(11) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない	活用予定時期				

(12) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

千葉市	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,696 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率			○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

② 退職手当(令和5年4月1日現在)

千葉市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率3%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(割増率3%~45%)	
1人当たり平均支給額	1,904 千円	21,014 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			6,183,624 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			582,701 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
千葉市	15 %	10,607 人	15 %
	16 %	5 人	16 %

④特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		506,999 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		178,836 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		21.3 %		
手当の種類(手当数)		28		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務に従事する職員 の特殊勤務手当	税務部に勤務する職員	市税徴収事務	9 千円	日額240円～410円
社会福祉事務に従事する 職員の特務勤務手当	保健福祉センターに勤務する 職員	生活保護者相談等業務	13,815 千円	日額180円
		知的障害者相談等業務		
		身体障害者相談等業務		
	心身障害児相談等業務			
児童相談所に勤務する職員	児童相談所相談等業務	日額1,000円		
障害者相談センターに勤務する職員	障害者相談センター相談等業務	日額180円		
国民健康保険料等徴収事務に従事する職員の特務勤務手当	市税事務所、健康保険課、区役所市民総合窓口課に勤務する職員	国民健康保険料等の徴収事務	0 千円	日額180円
介護保険料徴収事務に従事する職員の特務勤務手当	市税事務所、保健福祉センター高齢障害支援課に勤務する職員	介護保険料の徴収事務	0 千円	日額180円
公共下水道使用料等又は住宅使用料の徴収事務に従事する職員の特務勤務手当	市税事務所、下水道経理課、下水道営業課に勤務する職員	公共下水道使用料等の徴収事務	0 千円	日額180円
行旅死病人の措置に従事する職員の特務勤務手当	右記業務に従事した職員	行旅死病人の収容又は救護の作業	0 千円	1件につき 870円～1,500円
保健衛生事務に従事する 職員の特務勤務手当	保健所、生活衛生課、医療政策課等に勤務する職員	感染症の患者等の輸送、汚染場所の消毒・防疫等の作業	183 千円	日額150円
	保健所に勤務するエックス線技師(助手を含む)	エックス線を人体に対して照射する作業		日額180円
	精神保健福祉課、こころの健康センター等に勤務する職員	精神障害者の移送等の作業		日額180円
	動物保護指導センター、生活衛生課に勤務する職員	狂犬病の予防注射、犬の捕獲、薬殺等の作業		日額180円
夜間看護等に従事する看護師等の特務勤務手当	児童相談所に勤務する看護師、保育士、児童指導員	夜間看護	3,680 千円	勤務1回につき 2,000円～3,400円
有害物質取扱作業に従事する職員の特務勤務手当	右記業務に従事した職員	毒物及び劇物を使用して行う検査、試験等の作業	327 千円	日額200円
不快な業務に従事する職員の特務勤務手当	環境事業所、清掃工場、公園緑地事務所等に勤務する職員	し尿・清掃作業等	6,024 千円	日額180円～500円
救急出動に従事する職員の特務勤務手当	消防職員	救急出動	48,429 千円	出動1回につき 150円～510円
特殊自動車の運転に従事する職員の特務勤務手当	右記業務に従事した職員(消防職員を除く)	特殊自動車の運転作業	27 千円	日額230円
特別救助業務に従事する職員の特務勤務手当	消防職員	特別救助業務	2,837 千円	日額190円
水上消防業務に従事する職員の特務勤務手当	消防職員	水上消防艇の乗船勤務	370 千円	日額110円
火災出動等に従事する職員の特務勤務手当	消防職員	火災消火、原因調査等のための出動	2,052 千円	出動1回につき 190円～220円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
ヘリコプターの操縦等に 従事する職員の特殊勤務 手当	消防職員	操縦・整備	5,417 千円	日額500円～5,300円
		空中機外活動		出動1回につき 2,100円
夜間特殊業務に従事する 職員の特殊勤務手当	交替制勤務をしている精神 保健福祉課に勤務する職員 又は消防職員	夜間特殊業務	88,514 千円	勤務1回につき1,100円
教員特殊業務に従事する 職員の特殊勤務手当	教諭	非常災害時における 生徒の保護又は緊急 の防災若しくは復旧 の業務等	190,795 千円	日額2,700円～8,000円
教育業務連絡指導の業務 に従事する職員の特殊勤 務手当	教諭	連絡調整及び指導助 言業務等	34,003 千円	日額200円
多学年学級を担当する職 員の特殊勤務手当	教諭	多学年学級の担当業 務	267 千円	日額290円
夜間において授業を行う 学級を担当する職員の特 殊勤務手当	教諭	夜間中学の学級担当 業務	0 千円	日額1,000円～1,500円
高所で特殊な業務に従事 する職員の特殊勤務手当	都市局、建設局等に勤務す る職員	高所特殊作業	0 千円	日額200円
深所等で特殊な業務に従 事する職員の特殊勤務手 当	都市局、建設局等に勤務す る職員	深所等での工事監督 又は作業	0 千円	日額180円
用地取得、移転補償、換 地等の交渉に従事する職 員の特殊勤務手当	土地区画整理事務所、道路 建設課、街路建設課等に勤 務する職員	用地取得、移転補 償、換地等の交渉	0 千円	日額180円
電気主任技術者等資格免 許を要する業務に従事す る職員の特殊勤務手当	電気主任技術者又はボイ ラー・タービン主任技術者 の資格免許を有する職員	電気主任技術者等資 格免許を要する業務	0 千円	月額4,000円
地方卸売市場の業務に従 事する職員の特殊勤務手 当	地方卸売市場に勤務する職 員	相対売又はせり売の 立会業務	0 千円	日額1,600円
産業廃棄物等に関する業 務に従事する職員の特殊 勤務手当	産業廃棄物指導課に勤務す る職員	産業廃棄物等に係る 現地調査、検査、指 導業務	7 千円	日額180円
災害時における外勤作業 に従事する職員の特殊勤 務手当	右記業務に従事した職員	災害時において屋外 で行う作業	0 千円	日額250円
保健衛生事務に従事する 職員の特殊勤務手当（感 染症作業手当の特例）	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス 感染症にかかる作業	110,243 千円	勤務1回につき 3,000円～4,000円

⑤時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	2,767,651 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	493 千円
支給実績（令和3年度決算）	2,651,953 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	475 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑥その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
初任給調整手当	○医師等に対して一定期間 48,100円～217,500円を支給	異	医師等に対して一定期間 27,500円～184,700円を支 給	8,271 千円	1,654,200 円
扶養手当	○配偶者・・・6,500円※ ○子・・・・・・1人10,000円 ○父母等・・・1人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		838,659 千円	239,343 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 ○自宅の場合 なし	同		824,533 千円	314,108 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代 の額に応じて55,000円を限度 に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		1,032,792 千円	105,797 円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たな 勤務先までの距離が60km以上 の場合 30,000円 ○移転後の住居から配偶者等 の住居までの距離に応じて 8,000円～70,000円を加算	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務 時間中に勤務を命ぜられた場 合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の135/100	同		326,075 千円	59,830 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時までの 間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の25/100	同		50,572 千円	66,194 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた 場合 職場及び職種に応じて 5,000円～11,250円を支給	異	勤務の態様に応じて 4,400円～22,000円を支給	9,265 千円	94,541 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等 に応じて 45,700円～130,100円を支給	異	職制上の段階、職務の級 等に応じて 46,300円～139,300円を支 給	975,551 千円	864,850 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されてい る職員が、臨時又は緊急の必 要等により週休日若しくは休 日又は週休日等以外の日の午 前0時から午前5時までの間に やむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		24,454 千円	142,174 円
義務教育等教員特別手当	○市立高等学校に勤務する教 育職員 職務の級・号給に応じて 2,000円～8,000円			257,014 千円	59,138 円

(13) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,317,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,599,000円/500,000円	
	副 市 長	1,064,000 円	1,285,000円/841,500円	
報酬	議 長	930,000 円	1,179,000円/779,000円	
	副 議 長	840,000 円	1,061,000円/703,000円	
	議 員	770,000 円	953,000円/648,000円	
期末手当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副 市 長	4.40 月分		
退職手当	議 長	(令和4年度支給割合)		
	副 議 長	4.40 月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×53/100	(1期の手当額) 3,350万円	(支給時期) 任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×36/100	1,839万円	任期ごと

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合に退職手当の見込額です。
2 類似団体における最高/最低額は、政令市における最高/最低額(令和4年4月1日現在)の状況です。

(14) 公営企業職員の状況(水道事業)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,984,599	千円 0	千円 165,925	% 8.4	% 7.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費56,294千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 22	千円 81,063	千円 34,752	千円 38,233	千円 154,048	千円 7,002	千円 6,499

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、任期付き短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費は含みません。
4 政令市平均については、令和3年度の状況です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉市水道局	41.7 歳	390,600 円	616,427 円
政令市平均	46.5 歳	359,973 円	540,544 円

※ 千葉市水道局の平均月収額については、一般行政職における令和5年人事委員会勧告前の状況です。

（注）「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。

「政令市平均」は、令和4年度の状況です。

平均年齢の「政令市平均」は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉市水道局		千葉市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和4年度）		1人当たり平均支給額（令和4年度）	
1,738 千円		1,696 千円	
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
（ 1.35 ）月分	（ 0.95 ）月分	（ 1.35 ）月分	（ 0.95 ）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%～20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

千葉市水道局			千葉市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率3%～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率3%～45%）	
1人当たり平均支給額	13,446 千円		1人当たり平均支給額	1,904 千円	21,014 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		13,369 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		607,682 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
千葉市	15 %	22 人	15 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
有害物質取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	水道水の消毒等の業務にかかる有害物質の取扱い	同左	0 千円	日額200円
電気主任技術者の資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者の業務	0 千円	月額4,000円
水道使用料の徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	徴収事務	同左	0 千円	日額180円
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員の感染症作業手当	新型コロナウイルス感染症作業に従事した職員	同左	0 千円	1回3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	7,846 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	462 千円
支給実績（令和3年度決算）	5,927 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	327 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	○配偶者・・・6,500円※ ○子・・・1人10,000円 ○父母等・・・1人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		3,210 千円	145,909 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 ○自宅の場合 なし	同		2,877 千円	130,773 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代 の額に応じて55,000円を限度 に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		2,588 千円	117,636 円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務 時間中に勤務を命ぜられた場 合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の135/100	同		109 千円	6,412 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等 に応じて 45,700円～130,100円を支給	同		4,854 千円	970,800 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されてい る職員が、臨時又は緊急の必 要等により週休日若しくは休 日又は週休日等以外の日の午 前0時から午前5時までの間に やむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		8 千円	1,333 円

(15) 公営企業職員の状況(病院事業)

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	22,673,085	1,629,211	11,632,810	51.3	51.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費70,104千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	1,070	4,017,288	2,645,795	1,788,019	8,451,102	7,898	7,206

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付き短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費を含み、会計年度任用職員の給与費は含みません。
 4 政令市平均については、令和3年度の状況です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
千葉市病院局	38.5 歳	382,500 円	619,258 円
医師	45.4 歳	601,100 円	1,267,022 円
看護師	36.3 歳	342,800 円	525,870 円
事務職員	40.6 歳	385,300 円	648,524 円
政令市平均	40.9 歳	338,392 円	595,219 円
医師	41.5 歳	575,833 円	1,379,670 円
看護師	38.8 歳	297,705 円	477,169 円
事務職員	44.6 歳	359,764 円	558,565 円

※ 千葉市病院局の平均月収額については、一般行政職における令和5年人事委員会勧告前の状況です。

（注）「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含みます。

「政令市平均」は、令和4年度の状況です。

平均年齢の「政令市平均」は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

千葉市病院局		千葉市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和4年度）		1人当たり平均支給額（令和4年度）	
1,623 千円		1,696 千円	
（令和4年度支給割合）		（令和4年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
（ 1.35 ）月分	（ 0.95 ）月分	（ 1.35 ）月分	（ 0.95 ）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

千葉市病院局			千葉市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率3%~45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（割増率3%~45%）	
1人当たり平均支給額	1,599 千円	20,203 千円	1人当たり平均支給額	1,904 千円	21,014 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		631,407 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		579,272 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
千葉市	15 %	1,014 人	15 %
	16 %	155 人	

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		312,698 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		337,322 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		83.0 %		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当	市立青葉病院に勤務する職員（看護部又は事務局に所属する職員で感染症病棟業務に従事するものに限る。） エックス線診療室若しくは管理区域で放射線診療業務（搬送を除く）又はポータブル撮影の際に患者の固定等撮影の介助（患者から1メートル以内）に従事する職員	感染症作業等	2,740 千円	日額150円～180円
	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に対応する作業に従事する職員		111,714 千円	勤務1回につき 3,000円～4,000円
夜間看護等に従事する看護師等の特殊勤務手当	看護師、介護福祉士	夜間看護	165,772 千円	勤務1回につき 2,150円～7,300円
夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	交替制勤務を正規の職務としている職員	夜間特殊業務	1,125 千円	勤務1回につき 1,100円
電気主任技術者等資格免許を要する業務に従事する職員の特殊勤務手当	電気主任技術者	電気主任技術者等の業務	0 千円	月額4,000円
分べんに係る業務に従事する医師の特殊勤務手当	分べんに係る業務に従事する医師	分べんに係る業務	5,110 千円	分べん1件につき 10,000円
麻酔業務に従事する医師の特殊勤務手当	麻酔業務に従事する麻酔科医師	麻酔業務	13,555 千円	麻酔業務1件につき 5,000円
新生児医療に従事する医師の特殊勤務手当	新生児科に所属する医師	新生児特定集中治療室に入院する新生児に対する診療業務（入院初日の業務に限る。）	0 千円	診療業務1件につき 5,000円
救急体制維持のための特殊勤務手当	救急体制維持のため自宅等で待機する職員	救急診療に対応するため命令に基づく自宅等での待機	12,682 千円	待機1回につき 2,000円
看護職員等処遇改善手当	看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、心理療法士、歯科衛生士、栄養士、言語聴覚士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士及び看護補助員	処遇改善	0 千円	月額5,700円～9,700円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	814,326 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	762 千円
支給実績（令和3年度決算）	841,955 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	794 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度（3年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除きます。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
初任給調整手当	○医師等に対して一定期間 48,100円～217,500円を支給	同		339,076 千円	2,260,510 円
扶養手当	○配偶者・・・6,500円※ ○子・・・・・・1人10,000円 ○父母等・・・1人6,500円※ ※局長級は不支給 部長級は1人3,500円	同		81,060 千円	225,165 円
住居手当	○借家の場合 家賃の額に応じて27,000円 を限度に支給 ○自宅の場合 なし	同		87,694 千円	272,342 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代 の額に応じて55,000円を限度 に支給 ○乗用車などを使用する場合 使用距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		94,500 千円	91,658 円
単身赴任手当	○配偶者等の住居から新たな 勤務先までの距離が60km以上 の場合 30,000円 ○移転後の住居から配偶者等 の住居までの距離に応じて 8,000円～70,000円を加算	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務 時間中に勤務を命ぜられた場 合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の135/100	同		129,122 千円	165,328 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時までの 間に勤務を命ぜられた場合 勤務1時間につき勤務1時間 当たりの給与額の25/100	同		91,246 千円	160,082 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた場 合 職場及び職種に応じて 15,200円～29,900円支給	異	一般行政職 は5,000円～ 11,250円を 支給	141,994 千円	574,874 円
管理職手当	職制上の段階、職務の級等 に応じて 63,700円～126,300円を支給	同		48,084 千円	1,023,072 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されてい る職員が、臨時又は緊急の必 要等により週休日若しくは休 日又は週休日等以外の日の午 前0時から午前5時までの間に やむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて 3,000円～12,000円を支給	同		3,710 千円	105,986 円
特定任期付職員業績手当	○特定任期付職員のうち、特 に顕著な業績を挙げたと認め られる職員に、給料月額に相 当する額を支給	同		0 千円	0 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況 (令和5年4月1日現在)

勤務時間	休憩時間	週休日
3班 7:30～16:15 2班 8:00～16:45 1班 8:15～17:00 A班 8:30～17:15 B班 9:00～17:45 C班 9:30～18:15	①10:30～11:30 ②11:00～12:00 ③11:30～12:30 ④12:00～13:00 ⑤12:30～13:30 ⑥13:00～14:00 ⑦13:30～14:30 ⑧14:00～15:00 ⑨14:30～15:30 ⑩15:00～16:00	土曜日 日曜日

*勤務時間及び休憩時間については、職員の意向や公務への影響を考慮し、割振りを行います。

*病院などの特殊な勤務形態で勤務する職員を除きます。

(2) 主な休暇制度の状況 (令和5年4月1日現在)

年次有給休暇	女性職員の分べん	結婚休暇	子の看護休暇	介護休暇	介護時間
年度 20 日	産前産後各 8 週 (多胎妊娠の場合 の産前は 14 週)	6 日	5 日 (対象となる 子が 2 人以上 の場合 10 日)	6 か月	3 年

(3) 年次有給休暇の取得状況 (令和4年度)

1人当たり平均取得日数	16.3日
-------------	-------

(4) 介護休暇及び介護時間の取得状況 (令和4年度)

区分	介護休暇	介護時間
取得者数	27人	9人

5 職員の休業等に関する状況

(1) 主な休業等制度の状況（令和5年4月1日現在）

育児休業	育児短時間勤務	部分休業等	自己啓発等休業	配偶者同行休業	大学院修学休業
子が3歳まで	子が小学校就学の始期に達するまで	子が9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・大学・大学院等の課程の履修（期間：2年以内）又は国際貢献活動へ参加（期間：3年以内） ・在職期間が4年以上である一般職の職員 	3年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内（原則として4月1日を始期とし、年単位） ・学校に勤務する常勤の職員のうち、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師

(2) 育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の取得状況（令和4年度）

区分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業等
取得者数	1054人	105人	520人

(3) 自己啓発等休業の取得状況（令和4年度）

区分	自己啓発等休業
取得者数	3人

(4) 配偶者同行休業の取得状況（令和4年度）

区分	配偶者同行休業
取得者数	3人

(5) 大学院修学休業の取得状況（令和4年度）

区分	大学院修学休業
取得者数	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分事由別分限処分者数 (令和4年度)

(単位：人)

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0		0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号 第2項第1号)	0	0	435	435
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0		0
職制等の改廃により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			0	0
合 計	0	0	435	435
法第28条第4項により失職した者				1

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。以下同じです。

2 県費負担教職員を含みます。以下同じです。

3 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たしえない場合に、公務能率の維持向上のために行う処分です。

4 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 処分事由別懲戒処分者数 (令和4年度)

(単位：人)

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	1	2	1	0	4
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	3	0	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	0	0	1	1	2
合 計	4	2	2	1	9

7 職員のサービスの状況

サービス規律の確保に関する取組み

(1) 職員の職務に係る倫理の保持について

① 贈与等の報告の状況は次のとおりでした。

(令和4年度)

区分	提出件数	内容				
		金銭	有価証券	有価証券 以外の物品	飲食の提供	その他
市長部局	3				3	
病院局	0					
消防局	0					
教育委員会	0					
各行政委員会	0					
合計	3				3	

※ 「贈与等の報告」とは、千葉市職員倫理条例第7条第1項の規定に基づき、職員が事業者等から1件につき5,000円を超える贈与等を受けた場合に報告するものです。

② 職員のサービス規律の確保を図るため、依命通達を次のとおり発出しました。

時期	内容
令和4年 4月 1日	綱紀の保持について
令和4年12月 1日	綱紀の保持について

③ 新規採用職員をはじめ中堅職員、新任係長（主査）・課長補佐・課長を対象に、公務員倫理研修を職位ごとに幅広く実施しました。さらに、新年度の依命通達発出時には、コンプライアンスに関するチェックシートを配布し、全職員を対象に自己点検を実施しました。

(2) 公正な職務の執行の確保について

公益通報（内部通報）の状況は次のとおりでした。

(令和4年度)

通報先	通報件数		
		うち受理件数	うち不受理件数
総務局総務部人事課 コンプライアンス推進室	0	0	0
弁護士（外部通報先）	3	2	1

※ 「公益通報（内部通報）」とは、職員等が不正の目的でなく、本市において法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、人事課コンプライアンス推進室又は弁護士へ通報することをいいます。

8. 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の取組状況

本市では、職員（課長職以上）の再就職について、平成22年に「千葉市職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、再就職の状況を公表するなどその透明性及び信頼性の確保に努めてきましたが、平成28年4月1日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現役職員への働きかけの禁止などの規制が開始されました。

これに伴い、「千葉市職員の退職管理に関する条例」を制定するとともに、要綱の一部を改正し、適正な退職管理に取り組んでいます。

(2) 職員の再就職状況（令和5年7月1日現在）

在職時に課長級以上の職にあり、退職後2年以内の者のうち、営利企業等に再就職をした者の状況は以下のとおりです。

職 位	再就職者数					
	令和3年度		令和4年度		計	
	全体	うち外郭 団体	全体	うち外郭 団体	全体	うち外郭 団体
局長職	4	3	4	3	8	6
部長職	7	6	5	2	12	8
参事・技監職	7	3	9	6	16	9
課長職	34	23	26	17	60	40
計	52	35	44	28	96	63

9 職員の研修の状況

職員研修実施状況（令和4年度）

区分		課程数	修了数
集合研修	必修研修	26 課程	2,652 人
	選択研修	27 課程	2,227 人
	特別研修	5 課程	4,546 人
	職場復帰支援研修	1 課程	21 人
派遣研修		1,273 課程	2,544 人
職場研修		5 課程	138 人
自主研修		82 課程	1,495 人
合 計		1,419 課程	13,623 人

※職場復帰支援研修は
受講者数

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 千葉県職員互助会

地方公務員法に基づき、職員の健康、福利厚生のため、職員互助会で各種事業を実施しています。

①主な事業の概要

カフェテリアプラン（スポーツ施設などの利用や資格取得講座の参加費用などを助成）事業、
保養所開設事業など

②決算の状況（令和4年度）

区 分	会員掛金	市補助金	互助会内 基金取崩	諸収入
決算額	94,486 千円	0 円	23,948 千円	14,525 千円

*令和5年度市補助金予算額についても0円です。

(2) 千葉県市町村職員互助会

千葉県市町村職員共済組合の補完事業を行うため組織され、会員の掛金と県内の市町村などの負担金により、各種事業を行っています。

①主な事業の概要

出産費・介護休暇助成金給付事業など

②決算の状況（令和4年度）

区 分	会員掛金	市負担金
決算額	12,306 千円	12,279 千円

*年度1回の納入

掛金率

標準報酬月額（1人当たり）×3.6/1000

負担金率

標準報酬月額（各会計科目）×3.6/1000

(3) 健康診断の実施状況（令和4年度）

区 分		受診者数
定期健康診断	一般健康診断（40歳未満）	4,033 人
	生活習慣病予防検査（40歳以上）	1,464 人
	小 計	5,497 人
特定業務等健康診断		2,454 人
計		7,951 人

(注) 1 非常勤職員等を含みます。

2 地方自治法第180条の7の規定に基づき、健康診断の実施に関して、市長と各行政委員会との間に補助執行の協議がなされています。

(4) 公務災害補償等（令和4年度）

区 分	認定件数
公務災害	114 件
通勤災害	13 件
計	127 件

人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況

令和4年度の職員採用試験は、上級、中級、初級、民間企業等職務経験者、保育士及び技能員について実施した。実施結果は別表1のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、民間企業等職務経験者の試験区分のうち事務（医療）について、病院事業管理者へ採用試験の事務を処理する権限を委任している。

(2) 採用選考の実施状況

選考により採用できる職は、職員の任用に関する規則で定められている。

令和4年度の職員採用選考（公募）は、行政の選考区分における獣医師、薬剤師、保健師、心理判定員、栄養士、学校栄養職員及び看護師並びに障害者対象（事務（初級）及び学校事務（初級））について実施した。実施結果は別表1のとおりである。採用選考（個別）による実施結果は、別表2のとおりである。

なお、職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の規定に基づき、職員の任用に関する規則第9条第1号に規定する職のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、薬剤師、診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師、心理療法士、歯科衛生士、学校栄養職員を除く栄養士、言語聴覚士、看護師及び准看護師（これらのうち行政職給料表又は医療職給料表（2）の適用を受けるものを除く。）の職並びに医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、助産師、回転翼航空機操縦士及び回転翼航空機整備士の職への採用について、また、同規則第9条第2号に規定する職のうち、診療情報管理士の職への採用については任命権者へ選考を委任している。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和4年10月6日に、市議会及び市長に対し、職員の給与に関する報告及び勧告を行った。

その主な内容は、以下のとおりである。

(1) 公民較差

民間給与	本市職員給与	較 差
399,823円	399,072円	0.19% (751円)

(2) 給与改定の内容

ア 給料

民間給与との較差を踏まえ、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

- 行政職給料表 民間の初任給との差等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給を3,600円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給を4,600円引上げ
これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定
- その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

イ 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.10月分の引上げ（4.30月分→4.40月分）

支給月数の引上げ分は、民間の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、勤勉手当の支給月数に配分

ウ 改定の実施時期

- 月例給 令和4年4月1日
- 期末・勤勉手当（令和4年度分） 令和4年12月1日
（令和5年度以降分） 令和5年4月1日

(3) その他報告する事項

ア 人材の確保及び育成

(ア) 人材の確保

- 民間企業、国、地方公共団体間の人材獲得競争が激化。多様で有為な受験者をより多く確保するため、一部の試験区分において、専門試験の問題を受験しやすい択一式に変更。募集活動においては、オンラインによる採用説明会の開催、説明会の動画配信などに取り組み、より多くの受験者の確保を図った。
- 今後も、採用を取り巻く環境の変化を踏まえ、受験者の能力を適正に評価でき、求める人材を確保できるよう、試験制度の見直しについて検討を進めていく。

(イ) 人材の育成

- ・ 複雑・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、組織や業務に対する職員の貢献意欲を高め、職員の育成と組織力の向上を一体的に進めていくことが重要
- ・ 「千葉市人材育成・活用基本方針」の見直しにあたっては、長期的・総合的な視点のもと、働き方・価値観の多様化、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、定年の引上げ等、今後の社会情勢の変化を的確に見据えることが肝要

(ウ) 女性職員の活躍推進

- ・ 管理職員に占める女性職員の比率を、令和7年度に30%まで引き上げるという目標の達成に向け、取組を加速させていく必要。女性職員がライフステージの変化に応じたキャリアアップを実現できるよう、経験不足による不安の緩和など、昇格意欲の向上につながる長期目線での取組を着実に推進されたい。
- ・ 女性活躍の実現には、男性職員が家庭生活や地域活動へ関与する度合いを高めていくことも肝要。男性職員が育児や介護等の各種制度を利用し、積極的に家庭や地域活動等に関われるよう支援を行うなど、職員誰もが活躍できる組織の実現に向けた取組を期待

イ 千葉市職員の働き方改革

(ア) 長時間労働の是正

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、依然として長時間労働を行っている職員が多い状況。長時間労働の是正は、職員の健康やモチベーションの維持はもとより、有為な人材の確保の観点からも重要な課題であり、時間外勤務の上限規制の適切な運用、勤務時間の適正な把握を行う必要
- ・ 過重労働により健康リスクが高い状況にある職員を確実に把握できるよう、産業医等による面接指導の確実な実施など、職員の健康確保措置に努める必要

(イ) 教職員の多忙化解消

- ・ 多くの教職員が長時間勤務を行っている状況が続いており、教職員を取り巻く勤務環境の改善は急務。
- ・ 教育委員会においては、「学校における働き方改革プラン」に掲げられた取組を着実に進めるとともに、各学校がその権限と責任の範囲で適切な対応が行えるよう積極的な支援を行われたい。

(ウ) ワーク・ライフ・マネジメントの推進

- ・ 職員が安心して休暇・休業制度等を活用できるよう、代替職員の配置等、職場へのサポート体制を充実させるなど、職場環境の整備に努める必要。テレワーク等の多様で柔軟な働き方についても、これまでの運用状況等を踏まえ、一層の取組を推進されたい。
- ・ 男性職員の育児休業取得率は高い割合を維持しているが、取得期間については、6割を超える職員が1週間未満となっており、部署による取得率のばらつきも見られる。希望する職員が必要な期間、育児休業を取得できる職場環境づくりに期待

ウ メンタルヘルス対策

- ・ 病気休職者のうち、精神疾患が原因となっている者が高い割合を占める状況が続いており、ストレスチェックの集団分析結果等を踏まえ、引き続き職場環境の改善に積極的

に取り組む必要

- ・ 近年、精神疾患による病気休暇取得者のうち、20代～30代の若手職員の割合が高い状況となっていることに留意が必要

エ ハラスメントの防止

- ・ ハラスメントに関する相談について、パワー・ハラスメントに関する相談が多いものの、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に関する相談も依然として寄せられている状況。管理監督者においては、ハラスメントの兆候を早期に発見できるように、所属職員へ積極的な声掛けを行うなど、風通しのよい職場づくりに努める必要
- ・ 本員委員会においても、苦情相談制度の周知等を図り、より相談しやすい環境づくりを進めるとともに、任命権者とも情報共有を図りながら、事案の解決に向けて取り組んでいく。

オ 定年引上げへの対応

- ・ 高齢期職員が高いモチベーションをもって、これまでの知識・経験を活かしながら幅広い職域で活躍できよう、人事管理制度のあり方等や、高齢期職員の多様な事情に応じた働き方について、引き続き検討していく必要
- ・ 定年の引上げに伴い、60歳以降の職員の勤務形態等が大きく変化。給与水準を含め、定年引上げに伴う各種制度内容について、丁寧に説明していくことが必要
- ・ 定年引上げ期間中は、原則として、定年退職者が2年に1度しか生じず、隔年で退職者数が大きく変動。職員の年齢構成や退職者数等の見通し、国の定員管理の基本的な考え方等も踏まえ、退職補充等により必要となる新規採用職員数を複数年度で平準化するなど、中長期的な観点から定員管理のあり方について検討する必要

カ 会計年度任用職員制度の適正な運用

- ・ 会計年度任用職員は、常勤職員とともに行政サービスの安定的な提供に欠かすことのできない役割を担っており、会計年度任用職員の勤務環境を整えることは、人材確保や市民サービスの向上の観点からも重要
- ・ 会計年度任用職員の給与等の勤務条件については、常勤職員との均衡及び他自治体の状況等も踏まえ適切な対応を図る必要

キ 公務員としての規律の保持

- ・ 多くの職員が日々職務に精励している一方で、依然として市民からの信頼を大きく損なう不祥事が発生していることは誠に遺憾。不祥事は市民からの信用を失墜させ、行政サービスの提供に大きな影響を及ぼす可能性もあることから、全庁を挙げてその発生の防止に取り組む必要

別表1 令和4年度職員採用試験・採用選考(公募)の実施状況

試験区分		受験者数 (人) (A)	最終合格者 数(人) (B)	競争率 (倍) (A)/(B)	要件(生年月日、資格・免許等)	公告日	第一次試験日	第二次試験日	最終合格発表日	
上級	事務	行政A	487	101	4.8	【共通要件】 次のいずれかに該当する人 (1) 平6.4.2～平13.4.1出生者 ※事務(行政B)は昭38.4.2～平13.4.1出生者 ※事務(児童福祉)は昭62.4.2～平13.4.1出生者 (いずれも学歴不問) (2) 平13.4.2以降の出生者で次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業見込みの人 イ 人事委員会がアと同等の資格があると認める人 【事務(福祉)のみの資格要件】 社会福祉主事任用資格 取得(見込)者。 【事務(児童福祉)のみの資格要件】 児童福祉司任用資格取得(見込)者。 【事務(情報)のみの資格要件】 指定する試験の合格者。	4月15日(金)	筆記試験 6月19日(日) 面談試験 (行政B、消防士以外) 7月1日(金)～5日(火) 集団討論試験 (行政B) 7月1日(金)、5日(火) 体力検査 (消防士) 6月29日(水)、30日(木)	7月8日(金)～8月5日(金)	8月18日(木)
		行政B	164	15	10.9					
		福祉	33	13	2.5					
		児童福祉	19	10	1.9					
	技術	情報	7	1	7.0					
		土木	26	11	2.4					
		建築	10	5	2.0					
		電気	4	1	4.0					
		機械	1	1	1.0					
		化学	13	3	4.3					
	消防士	造園	11	6	1.8					
		農業	7	1	7.0					
		行政	156	23	6.8					
		建築	0	-	-					
救急救命士	電気	1	-	-						
	化学	2	-	-						
	救急救命士	56	12	4.7						
小計	997	203	4.9							
中級	学校事務	27	5	5.4	平9.4.2～平15.4.1出生者(学歴不問)。	4月15日(金)	筆記試験 9月25日(日) 体力検査 (消防士) 10月12日(水)、13日(木)	消防士 10月21日(金)～11月10日(木) 消防士以外 10月6日(木)～11月13日(日)	初級事務 11月18日(金) 初級事務以外 11月28日(月)	
初級	事務	75	21	3.6	平13.4.2～平17.4.1出生者(学歴不問)。 【救急救命士のみ】 救急救命士免許取得(見込)者。					
	学校事務	6	2	3.0						
	消防士	242	22	11.0						
	救急救命士	25	11	2.3						
小計	348	56	6.2							
職民間経企業者等	事務	行政	235	11	21.4	事務・技術 昭38.4.2～平6.4.1出生者で、民間企業等での職務経験が直近10年中6年以上ある者(学歴不問)。 ※事務(情報)、技術は職務経験の内容に条件あり。 資格免許職 昭38.4.2～昭62.4.1出生者で、民間企業等での職務経験が、保育士は直近15年中9年以上ある者、獣医師、薬剤師は6年制課程卒業者は4年以上、6年制課程卒業者以外は6年以上ある者、保健師は6年以上ある者、心理判定員は学校教育法による大学院において心理学の課程を修了し、児童相談所等での職務経験が4年以上ある者、又は学校教育法による大学(短期大学を除く。)において心理学を専攻して卒業し、児童相談所等での職務経験が6年以上ある者 ※それぞれ職務経験の内容に条件あり	4月15日(金)	筆記試験 保育士 9月18日(日) 保育士以外 9月25日(日) 集団討論試験 (行政) 10月8日(土)、9日(日)	保育士 10月6日(木)～11月5日(土) 保育士以外 10月21日(金)～11月13日(日)	保育士 11月18日(金) 保育士以外 11月28日(月)
		情報	19	4	4.8					
		学芸員	5	1	5.0					
	技術	土木	10	3	3.3					
		建築	7	3	2.3					
		電気	14	2	7.0					
		機械	14	2	7.0					
		造園	10	1	10.0					
		畜産	8	2	4.0					
		保育士	18	3	6.0					
	資格免許職	獣医師	2	1	2.0					
		薬剤師	3	0	-					
		保健師	9	4	2.3					
		心理判定員	1	1	1.0					
小計	355	38	9.3							
資格免許職	獣医師	6	4	1.5	昭62.4.2以降出生者で免許又は資格取得(見込)者。 ※心理判定員は昭62.4.2以降出生者で次のいずれかに該当する人 ア 学校教育法による大学院において心理学の課程を修了した人又は令和5年3月31日までに修了見込みの人 イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において心理学を専攻して卒業し、心理判定に関する実務経験を通算2年以上有する人(令和5年3月31日時点) 昭38.4.2以降出生者で看護師免許取得(見込)者。	4月15日(金)	筆記試験 6月19日(日)	6月24日(金)～8月5日(金)	8月18日(木)	
	薬剤師	9	4	2.3						
	保健師	33	12	2.8						
	心理判定員	8	4	2.0						
	行政	保育士	103	38		2.7	4月15日(金)	筆記試験 保育士 9月18日(日) 保育士以外 9月25日(日)	10月6日(木)～11月11日(金)	保育士 11月18日(金) 保育士以外 11月28日(月)
		栄養士	32	8		4.0				
		学校栄養職員	14	3		4.7				
		看護師	6	3		2.0				
小計	211	76	2.8							
技能員	技能員A	65	9	7.2	昭57.4.2～平17.4.1出生者(学歴不問)。	10月17日(月)	12月3日(土)	12月9日(金)～1月13日(金)	1月20日(金)	
	技能員B	25	1	25.0						
	小計	90	10	9.0						
障害者	事務	56	5	11.2	昭52.4.2～平17.4.1出生者で、資格要件を満たす者(学歴不問)。	4月15日(金)	10月16日(日)	11月15日(火)～17日(金)	11月28日(月)	
	学校事務	47	1	47.0						
	小計	103	6	17.2						
合計		2,131	394	5.4						

別表2 令和4年度採用選考（個別）の実施状況

区 分	級 区 分	合 格 者 数
行 政 職	8 級 職	3
	7 級 職	1
	6 級 職	4
	5 級 職	1
	4 級 職	1
	3 級 職	1
	2 級 職	1
合 計		12

※任命権者より採用選考請求のあったもののみ記載。